

# 有給休暇が取れないなんて 完全にブラック企業でしょ？

あなたの会社は大丈夫？

有給休暇を付与しない会社は労働基準監督署の取り締まりの対象となります。労働基準法は罰則付きの法令です。年休を与えない場合の罰則は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金となっています。

有給休暇は6か月働き、全労働日の8割以上出勤した全労働者に付与されます。

雇入れ日から起算した勤続期間	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月
付与される休暇の日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

日数は減りますが、労働日数が少ない労働者にも比例的に有給休暇が付与されます。また、有給休暇の請求権の時効は2年です。

ひとりで  
悩まずに  
相談してね。

長く働ける職場にするために  
連帯ユニオンがチカラを発揮!!

## W E L C O M E !!

困った時、悩んだ時、いつでもあなたをサポート!



ひとりでも、誰でも、入れる労働組合

**連帯ユニオン**

**TEL06-6583-5546**

**www.rentai-union.com**

相談無料  
秘密厳守



# 労働組合がない職場の現状は

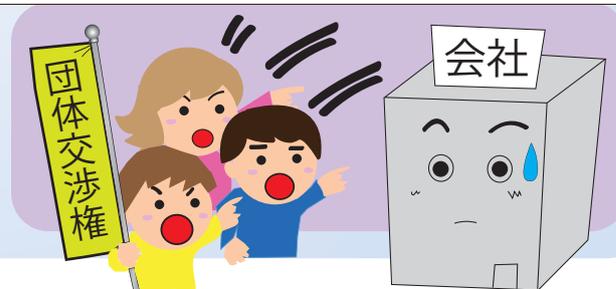
## ■ 会社が違法を犯していても声をあげられないのが労働者の実状！

労働組合のない職場の多くでは、有給がない（とれない）、残業手当が出ない、休憩や休日がとれない…など労働基準法違反のオンパレードです。

さて、それはなぜでしょう？それは、労働者が「労働基準法違反だ」「なんでこんな働き方をしなくてはいけないの？」「この会社おかしいぞ」と思ったとしても、ひとりで会社にものをいうと、解雇されたり嫌がらせを受けるリスクが高いために、結局誰も声を上げられず、残業代不払いや一方的な賃下げなど会

社のやりたい放題という状況になっているためです。そもそも、労働者と会社の力関係は対等ではないため、いくら法律に労働者の権利がうたわれていても会社に守らせるのは簡単ではありません。

会社は、組合からの団体交渉の申し入れを正当な理由なく拒むことはできず、さらに誠実に交渉する義務を負います。



# 連帯ユニオンがあなたを守る

## ■ 組合員になると労働基準法だけでなく労働組合法にも守られます！

労働基準法で賃金・労働時間などの労働条件の最低基準が定められています。

この最低基準を会社に守らせ、さらにこれを上回る労働条件を獲得して労働者がまともな条件で働けるようにするために、「団結権」28条（＝労働者が労働組合をつくったり加入したりする権利）が憲法で保障されているのです。

連帯ユニオンに加入することで、労働者はもっている権利を行使することができます。労働条件について組合担当者・労働者が会社と対等な立場で交渉できるようになるのです。

それと同時に、会社にはさまざまな義務が

課され、今までのように労働者に対してやりたい放題できなくなるのです（会社は、組合を無視して一方的に労働者の賃下げを行うこともできなくなります）。

いま、会社の不祥事が相次ぎ、法令順守の重要性が強調されていますが、会社は消費者だけでなく、従業員に対する法令も順守する義務があります。

その会社に労働組合があるかどうかは、会社の「コンプライアンス度」を測る基準のひとつにもなるといえます。

